

法律は社会変化に適応するべき

G7 班

宮城県仙台第三高等学校

近年、日本では情報化によって犯罪形態が変化しているという。日本の法律は情報化のような社会変化に適応できていないと仮定し、さらにその変化にどう適応していくべきなのかを、特に身近な海賊版サイトに焦点を当て調査することにした。海賊版サイト運営に対処する法律はいくつか挙げられるが、その実際はサイト運営者の特定が極めて困難なため難しいことがわかった。そこでサイト利用の抑制を促す法律を調査すると、特に著作権第 30 条では、対象にする著作物の定義や条文の明記が曖昧であることがわかった。これらを明確にするために規制を追加する必要があると考えたが、他方で過度な規制が、本来であれば許容されてもよい活動を委縮させ文化の発展を妨げてしまうのではないかと考えた。「著作者等の権利の保護」と著作物の「公正な利用」のバランスが、法改正を考える際の重要な視点であることがわかり、またこの理由により法改正は簡単には行われていないのである。

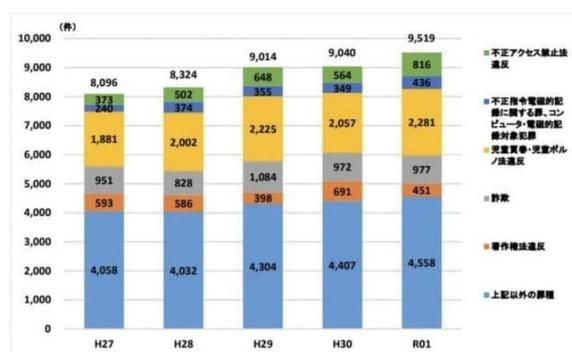
1 背景

戦後から現在に至るまでの犯罪件数の数を見ると、1970 年あたりまで減少しているがそこから 2002 年まで急激な増加を見せておりピークに達した後、現在まで減少を続けている。2000 年あたりまでの増加に対して警視庁が当時最も多かった街頭犯罪の取り締まりを徹底したことが理由として挙げられる。しかし、犯罪形態別に見た際、確かに大半を占めていた街頭犯罪は減少したものの、他の種類、特に以前までは無かったような新しい犯罪は増加してきている。それが 2002 年までの増加現象に関係している。

私たちは近年の情報化による犯罪形態の変化に目を向け、特にサイバー犯罪を重点的に調査することにした。サイバー犯罪件数は年々増加しており(資料 1)、また、ネットワークを利用する私たちにとって身近なものである。サイバー犯罪はコンピュータを介して行うものが多く、間接的なため犯人を捕まえることが難しい。私たちは法律の不十分さにも原

因があるのではないかと考え、サイバー犯罪の中でも海賊版サイトに焦点を絞って考えることにした。海賊版サイトは主に著作者に多大な悪影響を及ぼすもので、文化の発展の障害となる恐れがある。(資料 2)

(資料 1)



サイバー犯罪の検挙件数の推移(出所:警察庁)

(資料 2)

表 4-2 2018 年 3 月の悪質な海賊版 3 サイトのアクセス状況 (2019 年 7 月調べ) [1]

サイト名	コンテンツの種類	月間訪問数(万件)	月間ユニークユーザー数	日本からのアクセス割合	日本国内順位
漫画村	Manga	61,989	662.1 万人	95.86%	23 位
Anitube	Anime	24,810	537.8 万人	98.68%	85 位
Miomio	TV	7,010	359.2 万人	79.17%	591 位

2 材料と方法

①海賊版サイトの特徴と違法性についての調査

②著作者と著作物に対する権利の調査

我々利用者に対する法律や制限について、に方針を切り替える-

③利用者の権利の調査

④厳しい法律(制限)になった際に起こりうることの調査

[手段]インターネットでの調査や法律の専門家(教授)さんのお話を直接聞く

3 結果と考察

海賊版サイトは、「漫画やアニメなどのコンテンツが権利者の承諾なく違法にアップロードされているサイト」と定義されている。著作者は「著作者人格権」と「著作権」という 2 種類の権利を持っている。著作権では、著作者がその著作物について、複製する権利(複製権)や、インターネットにアップロードする権利(公衆送信権)を専有するため、海賊版サイトはこれらの権利を侵害していることになり違法となる。

対策の手段として民事の救済で挙げられるのは、現に行われている侵害をやめさせたり、将来侵害する恐れのある者に対して侵害しないように予防させたりすることを裁判所に求めることができる差止請求権や、他人の権利や利益を侵害したことによって生じた損害を賠償させる損害賠償請求権である。さらに刑事罰で、十年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金を科す実刑判決がくだされることもある。2019 年の 1 月、海賊版サイト「はるか夢の址」の運営者 3 名に懲役 3 年程度の実刑判決が下されたのはその例である。

これらによって海賊版サイトに対処できるはずなのではと思うがそう簡単にはいかないのが現状だ。その要因として、国境をまたいだサイト運営や、サイト運営者の特定が極めて困難であることが挙げられる。国境をまたいだサイト運営に関しては、準拠法や国際裁判管轄などが関わっている。平たく言えば、準拠法は、どこの国の法律が適用されるのかという問題で、国際裁判管轄は、どこの国の裁判所に訴えを提起することができるかという問題である。サイト運営者はこれらを巧みについて、コンテンツを格納するサーバーを著作権法などの法整備が甘い国々に置いて運営しているため、日本の著作権法の適用や日本の裁判での管轄が認められないという問題が発生している。さらに、運営者情報にたどり着くまでには、サーバー運営者に対して順次情報開示を求めていく必要があるが、憲法第 21 条や電子通信事業法によって通信の秘密が保護されるため追及不可能になってしまう。サイト運営者の特定が不可能である以上、前述した著作権に対する救済を行うことはできないので、海賊版サイトに対処することが出来なくなってしまうのである。

そこで、サイト運営者を狙うのではなく、利用者が海賊版サイトを使わないようにすればいいのではないかと考えた。基本的に利用者は、個人的な使用目的ならば著作権侵害行為によりアップロードされた映画や音楽をダウンロードして保存しても著作権侵害にはならない。しかし、それらの著作物が著作権侵害行為によりアップロードされたという事実を知りながらダウンロードして保存する場合は、著作権法 30 条の例外に当てはまり、著作権侵害となるのだ。ここが、情

報化という社会変化によってあらわになった法律の欠陥だと考えた。身近に思いつく海賊版サイトのコンテンツには漫画があるが。漫画は条文中の「録音又は録画」の著作物には当てはまらないので、その事実を知っていたとしてもダウンロードして保存する行為は著作権侵害にならないのだ。さらに「その事実を知りながら」とはどうやって判断するのかという点で曖昧である。よって、漫画をはじめとした映画や音楽以外の著作物にも適応対象を広げる規制を追加するべきと考えた。

しかしこのような条文の改正による過度な規制は、本来であれば許容されてもよい活動を委縮してしまうとも考えた。具体的には、権利者が特に保護を欲していないコンテンツであっても、法的制裁に怯えて利用しなくなるということである。ここで著作権法第1条では、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と述べている。ここから、著作権法において「著作者等の権利の保護」と著作物の「公正な利用」のバランスが重要な視点であるとわかる。過度な規制だけが「文化の発展に寄与する」わけではなかったのだ。

改正によっておこる弊害の追及は、社会変化に伴う法改正においては切っても切り離せないものなのである。今回はこのことを、海賊版サイトから著作権法に関して調査をして明らかにしてきたが、これは全ての法改正において当てはまることだと考える。これから先、さらに高度

な文明が発展していく度に法改正が催促される場面が来ると思う。今回の調査や思索から、完璧な法律の完成は極めて困難であると考えられるが、少しでも完璧なものに近づけていくために、これらの知見は必要不可欠なのは確かである。

【参考文献】

○Wikipedia

- ・「著作権法第1条」
- ・「著作権法第30条」

○Web ページ

・「刑法犯認知 74 万 8623 件 5 年連続で戦後最少更新、ピーク時の4分の1に 防犯機器普及で」 毎日新聞

<https://mainichi.jp/articles/20200206/k00/00m/040/065000c#:~:text=%E5%88%91%E6%B3%95%E7%8A%AF%E3%81%AE%E8%AA%8D%E7%9F%A5%E4%BB%B6%E6%95%B0,%E4%B8%879545%E4%BB%B6%EF%BC%89%E6%B8%9B%E5%B0%91%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82>

・「サイバー犯罪の検挙件数、2019 年は 9,542 件に（警察庁）」 ScanNetSecurity <https://scan.netsecurity.ne.jp/article/2020/02/10/43659.html#:~:text=%E3%82%B5%E3%82%A4%E3%83%90%E3%83%BC%E7%8A%AF%E7%BD%AA%E3%81%AE%E6%A4%9C%E6%8C%99%E4%BB%B6%E6%95%B0%E3%81%AF%E3%80%812012%E5%B9%B4%E3%81%8B%E3%82%89%E5%A2%97%E5%8A%A0,%E3%81%A726.8%EF%BC%85%E5%A2%97%E5%8A%A0%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82>

- ・「著作者にはどんな権利がある？」

CRIC

<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html#:~:text=%E8%91%97%E4%BD%9C>

<https://www.businesslawyers.jp/practices/295#:~:text=%E5%BC%B7%E5%88%B6%E6%8D%9C%E6%9F%BB%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6-,%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E7%BD%B0%E5%89%87,%E3%81%AA%E3%81%A9%E3%82%92%E8%AB%8B%E6%B1%82%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82&text=%E3%81%93%E3%82%8C%E3%81%A8%E3%81%AF%E5%88%A5%E3%81%AB%E3%80%81%E8%91%97%E4%BD%9C,%E6%B3%95%11%9E%6%9D%A1%EF%BC%91%E9%A0%85%EF%BC%89%E3%80%82>

・「著作権を侵害した場合、どのような罰則があるか」

<https://www.businesslawyers.jp/practices/295#:~:text=%E5%BC%B7%E5%88%B6%E6%8D%9C%E6%9F%BB%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6-,%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E7%BD%B0%E5%89%87,%E3%81%AA%E3%81%A9%E3%82%92%E8%AB%8B%E6%B1%82%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82&text=%E3%81%93%E3%82%8C%E3%81%A8%E3%81%AF%E5%88%A5%E3%81%AB%E3%80%81%E8%91%97%E4%BD%9C,%E6%B3%95%11%9E%6%9D%A1%EF%BC%91%E9%A0%85%EF%BC%89%E3%80%82>

・「我が国における国際裁判管轄及び準拠法に関する一般的な規律について」 法務省民事局

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/teki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/benkyoukai/siryou8.pdf

・「通信の秘密とは？保護対象や違反した場合の罰則、注意点について徹底解説」

<https://cybersecurity-jp.com/laws/30003#i-3>